

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した精神障害者保健福祉手帳（以下「手帳」という。）の障害等級変更申請に対する不承認決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、令和 2 年 2 月 21 日付けで行った精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）に基づく手帳の障害等級変更申請に対する不承認決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人の主張は、要するに、請求人の精神障害の状況からみると、障害の程度は 1 級に該当するから、本件処分を取り消し、障害等級 1 級の手帳を交付すべきであるというものである。

また、請求人は、請求人の病状等を示す補足資料として、愛の手帳（4 度）及び障害年金請求用の診断書があるとして、それぞれの写しを提出している。

第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法 45 条 2 項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和2年10月27日	諮問
令和2年11月30日	請求人から口頭意見陳述申立書を收受
令和2年12月16日	審議（第50回第4部会）
令和2年12月23日	請求人へ口頭意見陳述を実施しないことの通知を发出
令和3年1月26日	審議（第51回第4部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法45条1項は、精神障害者は、厚生労働省令で定める書類を添えて、その居住地の都道府県知事に手帳の交付を申請することができることと定め、同条2項は、都道府県知事は、手帳の交付申請に基づいて審査し、申請者が「政令で定める精神障害の状態」にあると認めるときは、申請者に手帳を交付しなければならない旨定めている。
- (2) 法45条2項の規定を受けて、法施行令6条は、1項において、「政令で定める精神障害の状態」は、3項に規定する障害等級に該当する程度のものとし、3項において、障害等級は、障害の程度に応じて重度のものから1級、2級及び3級とし、各級の障害の状態については、別紙2の表のとおりと規定し、また2項において、手帳には障害等級を記載するものとしている。
- (3) 法45条6項は、前各項に定めるもののほか、手帳に関し必要な事項は政令で定めるとし、同規定を受けて、法施行令9条1項

は、手帳の交付を受けた者は、その精神障害の状態が手帳に記載された障害等級以外の障害等級に該当するに至ったときは、障害等級の変更の申請を行うことができる旨定めている。

- (4) また、法施行令6条3項が定める障害等級の認定に係る精神障害の状態の判定に当たっては、精神疾患（機能障害）及び能力障害（活動制限）の状態が重要な判断資料となることから、「精神疾患（機能障害）の状態」（以下「機能障害」という。）と「能力障害（活動制限）の状態」（以下「活動制限」という。）の二つの要素を勘案して「総合判定」すべきものとされている（「精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準について」（平成7年9月12日健医発第1133号厚生省保健医療局長通知。以下「判定基準」という。）及び「精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準の運用に当たって留意すべき事項について」（平成7年9月12日健医精発第46号厚生省保健医療局精神保健課長通知。以下「留意事項」といい、判定基準と併せて「判定基準等」という。））。

法45条各項の規定により都道府県知事が行う事務は、地方自治法2条8項の自治事務であるところ（法51条の13第1項参照）、判定基準等の各定めは、手帳の申請に対応する事務に関する地方自治法245条の4第1項の規定に基づく技術的助言（いわゆるガイドライン）に当たるものであり、その内容も合理的で妥当なものと解せられる。

そして、処分庁が医師の診断書が添付された申請について、上記判断を行うに当たっては、「精神障害者保健福祉手帳制度実施要領について」（平成7年9月12日健医発第1132号厚生省保健医療局長通知）に基づき精神保健指定医を選任して審査会を設置し、その審査結果を踏まえて判定を行うものとされている。

- (5) さらに、法45条1項の規定を受けた法施行規則23条2項1号の規定によれば、手帳の交付申請は、医師の診断書を添えて行

うこととされており、このことは、同規則 29 条において準用する 28 条 1 項により、法施行令 9 条 1 項の規定による障害等級の変更の申請の場合も同じとされていることから、本件においても、上記(4)の「総合判定」は、提出された本件診断書により、その記載内容全般を基に、客観的になされるべきものと解される。このため、本件診断書の記載内容を基にした判断に違法又は不当な点があれば、本件処分に取り消し又は変更をすべき理由があるとすることはできない。

2 次に、本件診断書の記載内容（別紙 1）を前提に、本件処分における違法又は不当な点の有無について検討する。

(1) 機能障害について

ア 本件診断書には、請求人の主たる精神障害として「自閉症スペクトラム障害 ICDコード（F84）」（別紙 1・1・(1)）と記載されている。

そして、自閉症スペクトラム障害は、判定基準が掲げている 7 種の典型的な精神疾患においては、「発達障害」に該当する。判定基準によれば、「発達障害（心理的発達の障害、小児（児童）期及び青年期に生じる行動及び情緒の障害）」とは、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が、通常低年齢において発現するものである。ICD-10 では F80 から F89、F90 から F98 に当たる。」とされている）。

また、判定基準によれば、「発達障害」による機能障害については、「その主症状とその他の精神神経症状が高度のもの」が障害等級 1 級、「その主症状が高度であり、その他の精神神経症状があるもの」が同 2 級、「その主症状とその他の精神神経症状があるもの」が同 3 級とされる。

イ なお、留意事項 2・(2)によれば、「精神疾患（機能障害）の

状態を判断するに当たっては、現時点の状態のみでなく、おおむね過去の2年間の状態、あるいは、おおむね今後2年間に予想される状態も考慮する。」とされている。

ウ これを請求人についてみると、本件診断書の「発病から現在までの病歴及び治療内容等」欄には、別紙1・3のとおり、「推定発病時期」は「S46年10月頃」と記載がされ、「幼少期より他者とのコミュニケーションが苦手で、視線を合わせたり、会話を上手にしたりすることが出来なかった。いじめを受け、中学から独語が出現し、精神科受診をしたが、中断となった。その後、不眠、聴覚過敏、被害念慮等の出現や対人関係の障害から仕事を続けることができず、複数の精神科に通院し、H26年6月21日当院を初診し、上記診断で以後通院を継続している。症状は一進一退である。」と記載されている。

また、「現在の病状・状態像等」欄は、別紙1・4のとおり、抑うつ状態（憂うつ気分、その他（不眠））、不安及び不穏状態（強度の不安・恐怖感、心的外傷に関連する症状）及び広汎性発達障害関連症状（相互的な社会関係の質的障害、コミュニケーションのパターンにおける質的障害、限定した常同的で反復的な関心と活動、その他（独語・空笑））に該当するとされ、現在の病状、状態像等の「具体的程度、症状、検査所見等」欄は、同・5のとおり、「コミュニケーションの障害から、人の輪に入ることができず、被害的に取りやすい。その為、対人関係の構築や就労継続が困難である。独語・空笑が見られている。」と記載され、さらに同欄の「検査所見」として、「特記事項なし」との記載がある。また、「生活能力の状態の具体的程度、状態等」欄は、同・7のとおり、「食事の準備が出来ず、連日レトルト等になる。また、入浴は月2回程度である。援助を受けているが、閉居傾向となりがちで、対人関係を外部で築くことができない。」と記載されている。なお、

「就労状況について」については欄が設けられていない。

エ そうすると、本件診断書の記載からすれば、請求人は、精神疾患を有し、広汎性発達障害の主症状に相当する、相互的な社会関係の質的障害及びコミュニケーションのパターンにおける質的障害及び限定した情動的で反復的な関心と活動が認められ、聴覚過敏も伴い、現在の病状、状態像等の「具体的程度、症状、検査所見等」欄の記載内容から、発達障害の主症状は高度と読み取れる。遂行機能に関する困難さ、注意障害についての記載はない。

一方で、その他の精神神経症状についてみると、「現在の病状・状態像等」欄及び現在の病状、状態像等の「具体的程度、症状、検査所見等」欄の記載内容には、被害念慮や独語・空笑との記載はみられるが、抑うつ不安に関する記載が乏しいことから、その他の精神神経症状の程度が高度とまでは判断し難い。

このため、請求人の機能障害の程度について、上記で述べたところを、「発達障害」の判定基準等に照らして検討すると、障害等級1級相当の「その主症状とその他の精神神経症状が高度のもの」とまでは認められず、「その主症状が高度であり、その他の精神神経症状があるもの」として同2級に該当すると判断するのが相当である。

(2) 活動制限について

ア 次に、本件診断書により、請求人の活動制限についてみると、まず、「現在の生活環境」欄には、在宅（単身）と記載されている（別紙1・6・(1)）。

次に、「日常生活能力の程度」欄（別紙1・6・(3)）は、「精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、時に応じて援助を必要とする。」とされている。留意事項3・(6)の表の障害等級「おおむね2級程度」の区分に「(3) 精神障害

を認め、日常生活に著しい制限を受けており、時に応じて援助を必要とする」とあることから、診断書のこの部分の記載のみに限ってみれば、請求人の活動制限の程度は、おおむね障害等級 2 級程度の区分に該当し得るといえる。

そして、日常生活あるいは社会生活の具体的な支障の程度について判定する「日常生活能力の判定」欄では、8 項目中、判定基準において障害等級 3 級程度に相当する「おおむねできるが援助が必要」が 2 項目（金銭管理と買物、通院と服薬（要））、同 2 級程度に相当する「援助があればできる」が 4 項目（適切な食事摂取、身の清潔保持及び規則正しい生活、身の安全保持及び危機対応、社会的手続及び公共施設の利用）、同 1 級程度に相当する「できない」が 2 項目（他人との意思伝達及び対人関係、趣味・娯楽への関心及び文化的社会的活動への参加）と記載されている（別紙 1・6・(2)）。

「生活能力の状態の具体的程度、状態等」欄（別紙 1・7）には「食事の準備が出来ず、連日レトルト等になる。また、入浴は月 2 回程度である。援助を受けているが、閉居傾向となりがちで、対人関係を外部で築くことができない。」と記載され、また、「現在の障害福祉等サービスの利用状況」欄（同・8）は、「居宅介護（ホームヘルプ）、生活保護」と記載されているが、「備考」欄（同・9）には記載がない。

イ これらの記載からすると、請求人は生活保護を受け、通院医療を継続し、居宅介護（ホームヘルプ）の援助を受けながら、単身で生活を維持しているものと読み取れるが、居宅介護（ホームヘルプ）の援助以外、誰からどの程度の援助を要しているかに関する具体的な記載は乏しく、また、そのほかの支援の内容については具体的な記載がなく、どの程度の援助を受けているかは不明である。

留意事項によれば、「日常生活能力の程度」の欄において、

「おおむね1級程度」の区分の「精神障害を認め、身の回りのことはほとんどできない。」とは、「食事、保清、金銭管理、危機対応に完全な問題があり、『援助があっても自ら行い得ない』程度のもを言う。」ものとされているところ、本件診断書では、具体的な援助の担い手及び内容についての記載がなく、請求人について障害の程度がここまで高度とは判断しがたく、食事、保清、金銭管理、危機対応について、中等度ないし重度の問題があつて、「必要な時には援助を受けなければできない」程度のもものと判断するのが相当である。

ウ そうすると、請求人の活動制限の程度は、判定基準等に照らし、障害等級のおおむね1級程度には至っておらず、おおむね2級程度に該当すると判断するのが相当である。

(3) 総合判定

請求人の障害等級について、上記(1)及び(2)で検討した機能障害と活動制限とを併せて総合的に判定すると、請求人の障害程度は、障害等級1級程度の「日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの」に至っているとまでは認められず、同2級程度の「日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」に該当すると判定するのが相当であり、これは、請求人に既に交付済みの手帳に記載された障害等級2級と同等である。

したがって、本件申請に対しては、手帳の障害等級を変更すべき場合には当たらないことから、これを不承認とするほかはないものである。よって、これと同旨の結論を採る本件処分は、違法又は不当なものとは認められない。

3 請求人は、上記第3のことから、本件処分の違法又は不当を主張し、本件処分を取り消し、1級の手帳の交付を求めているが、前述(1・(5))のとおり、障害等級の認定に係る総合判定は、申請時に提出された診断書の記載内容全般に基づいて客観的になされるべき

ものであるところ、本件診断書によれば、請求人の症状は、判定基準等に照らして障害等級2級と認定するのが相当であることから（2・3）、請求人の主張には理由がないというほかない。

- 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討
その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

松井多美雄、宗宮英俊、大橋真由美

別紙1及び別紙2（略）